

平成28年第3回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 平成28年9月21日 午前10時00分 開会  
午後 3時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	安 川 誠
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	巽 重 人
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	池 原 博 文	保健福祉部長	水 原 正 義
保健福祉部理事	岡 幸 子	教 育 部 長	吉 村 孝 博
教育委員会理事	和 田 正 彦	上下水道部理事	西 口 昌 治
会 計 管 理 者	下 村 喜代博		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 井 孝 明	書 記	吉 田 賢 二
書 記	吉 留 瞳		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 14番 西 川 弥三郎

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成27年度葛城市一般会計決算の認定について

- 日程第2 認第2号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第3 認第3号 平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第4 認第4号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成27年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成27年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議第42号 葛城市印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第44号 平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第45号 平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第43号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第15 発議第4号 チーム学校推進法の早期制定を求める意見書
- 日程第16 発議第5号 無年金者対策の推進を求める意見書
- 日程第17 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第46号 平成28年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成28年第3回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査されておりますので、その審査状況についてご報告願います。

初めに、総務建設常任委員会より報告を願います。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、ご報告をいたします。去る9月5日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました1議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

初めに、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況について報告があり、ハード面では11月3日のオープン予定に向け、道路情報棟建築工事や敷地内の通路、駐車場等の周辺整備工事、オンランプ接続道路工事などを進めているところであるという説明がありました。

また、委員からは、周辺道路から道の駅へ誘導する標識看板の設置や道の駅の進入口における信号機の設置についてはどうするのかという問いがあり、誘導標識につきましては、オープンまでに適切な場所に設置できるよう高田土木事務所や奈良国道事務所、NEXC O等の周辺道路を管理する各関係機関と調整を行っているところである。また、進入路の信号機については、太田南交差点では歩道の位置が変わるため、信号機の移設を行い、県道寺口・北花内線と御所・香芝線が交差する中戸交差点の信号も一部移設を行うことになる。なお、県道寺口・北花内線から道の駅への進入する入り口については、信号機は設置をしないという答弁がありました。

次に、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。

理事者からは、事業の進捗状況として、前回の委員会で間もなく契約できると報告をさせていただいた事業用地について、予定どおり契約が完了し、建物の取り壊し等を進めているところである。現時点で事業用地全体のうち駅前から東側部分が取得できているので、来年度以降、道路や橋りょうの拡幅工事等を進めていくことができると考えている。学校通学路についても東側部分の道路整備とあわせて通行の安全性を確保してまいりたい。また、3名の地権者と未契約になっているので、引き続き鋭意交渉をしてまいりたいという説明がありました。

続いて、行財政改革に関する事項であります。

理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでした。

最後に、公共バスの運行についてであります。

理事者からは、現在の状況として、前回の委員会で報告させていただいたコミュニティバスの運行内容の改変に向けて時刻表の確認作業等を行っており、今後、バス停の表示板の作成や車内放送の修正等を進め、10月広報にて市民の皆様に変更の内容についてお知らせしたいと考えているという説明がありました。また、コミュニティバスの再編を実施した2月15日から7月末までの利用者数の状況等についても報告があり、再編以降の総利用者数は2万4,545人で、1日当たりの利用者数は146.5人となっている。土曜日や日曜日など休日の利用者が少なくなる傾向であるので、今後、道の駅かつらぎへの乗り入れを機会に、利用者の増加を狙ったコミュニティバスの観光利用に向けたPRも考えてまいりたいという説明がありました。

なお、これらの4つの所管の事項につきましては、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上でございますが、このほか各委員から活発な質疑がなされ、また意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

以上でございます。

**赤井議長** 次に、厚生文教常任委員会より報告を願います。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ただいまより報告をさせていただきます。去る9月5日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました4議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、12日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件であります新クリーンセンター建設に係る諸事業について、審査の概要を次のとおりご報告させていただきます。

理事者からは、事業の進捗状況等について報告があり、建設工事につきましては、工場棟については躯体工事はほぼ完了した。管理棟や計量棟は現在、躯体工事を行っている段階であり、今後は各棟外装や内装、電気工事などの仕上げを行い、正月明けに建築確認の検査を受け、試運転を開始する予定である。なお、建設工事における進捗率は約70%であるという報告がありました。

続いて、新クリーンセンターにかかわる県に対する裁判の経過についてでございます。

進展はない旨の報告がございました。

この報告を受け、委員からは、進入路の用地買収については事業認定の手続をするための予算が計上されているが、現在の用地交渉における経過説明の報告を願いたいという問いがあり、現在、1件完了していない箇所があり、平成29年4月に稼働を開始するためには瓦堂池の護岸工事を10月中旬には発注しないと間に合わない状況である。今後において地権者より工事の承諾が得られるのであれば、登記事務は後にして工事の施工承諾書により速やかに工事を進めたいという報告がございました。

なお、本調査事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして、厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

**赤井議長** 本定例会中に開催されました各常任委員会における所管の調査事項についての審査報告は以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、認第1号から日程第10、認第10号まで、以上10議案を一括議題といたします。

本10議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、西井覚君。

**西井決算特別委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、去る9月5日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました認第1号から認第10号までの10議案につきまして、14日、15日、16日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告をいたします。

まず初めに、認第1号、平成27年度葛城市一般会計決算の認定についてであります。

歳出の議会費では、議場や委員会室の音響設備が老朽化している中、音響設備の入れかえやインターネット中継も含めた映像設備の導入についての見解はという問いに対して、市議会では多様な広報手段を活用して議会の広報機能の充実に努めることを条文中に盛り込んだ議会基本条例の制定に向け、平成29年6月議会での議案上程を目指して協議を進めているところである。平成28年3月の予算特別委員会では、理事者も「財源などの問題があるが、市議会で協議している議会基本条例の施行年度に導入できるよう予算編成時に検討させていただく」という見解を示されているので、議会事務局としては平成29年度の導入に向け予算要求したいと考えているという答弁がありました。

次に、総務費では、すむなら葛城市キャンペーンとして実施している住宅取得事業補助及び市内4行の金融機関で実施している住宅ローンの金利優遇制度の平成27年度実績はという問いに対し、平成27年度のすむなら葛城市住宅取得事業補助については、新築住宅取得者に対して103件、中古住宅取得者に対して2件、合計208万円の助成を行った。金利優遇制度については、各金融機関で住宅取得者の要件に応じてさまざまな優遇措置が実施されている中で、市としては住宅ローンを利用される方がこの制度の適用を受けていると判断しており、平成27年度は105件の住宅取得者全員が住宅ローンを利用され、そのうち市内4行の金融機関では59件の方が利用されているという答弁がありました。

また、財産管理費の中の登記等委託料149万400円の内訳はという問いに対して、登記等委託料については5件の業務委託に係る費用で、そのうち1件については忍海の市道用地の買収の際に分筆業務を行ったもので、残りの4件については境界明示の際に判明した地図訂正業務になっているという答弁がありました。

さらに、委員からは、年間の処理件数を決めて未登記の処理をやっていくべきではないかという問いがあり、市内には合併以前からの未登記が残っており、登記事務の経験者が少ない中で、再任用等で経験のある職員に担当してもらうという方法もあるが、未登記処理に当

たっては所有権移転だけで済む場合もあれば、分筆登記の処理をしなければならない場合もある。その場合、費用等も発生することもあるので、予算の範囲内で努力してまいりたいという答弁がありました。

次に、民生費では、小児医療費扶助4,779万6,758円について、対象者数及び助成件数、また、増額となった理由はという問いに対して、小学1年生から中学3年生までの方が対象で、平成28年3月31日現在、対象者数は3,069人、助成件数は2万6,002件で前年度より7,228件、1,448万3,000円増額している。葛城市の小児医療扶助制度は平成26年度4月からスタートしており、医療機関からの診療報酬明細書の到着が2カ月後で支払いは3カ月後となることから、平成26年度は9月分の支払いであったが、平成27年度からは12月分の支払いとなるため増額となったという答弁がありました。

さらに、委員からは、現在は償還払いであるが、できれば現物給付ができるよう進めていただきたいが、その見解はという問いがあり、県内全市町村で中学校卒業まで医療費扶助を行うこととなったため、今後、県内市町村長と協議し、県医師会を通じて現物支給ができるよう交渉してまいりたいという答弁がありました。

また、児童福祉費において、葛城市では保育所の待機児童はいないという報告を受けているが、実際には希望している保育所に入れないという児童がいるようである。そのような現状を把握しているのかという問いに対し、葛城市全体の保育所の入園状況は、8月1日現在、定員850人に対して807人である。国が定める保育所等利用待機児童の定義に基づく待機児童はいない。しかし、特定の保育所を希望しておられる方が8人、現在通園されている、転園を希望される方が1人いる。葛城市では平成27年度から新制度として利用者支援事業を行っており、保育サービスに関するきめ細かな相談対応や利用可能な保育所等の案内を行うなど定期的に市内保育所と連携し、情報を収集しながら保護者に声をかけ、できるだけ多くの方が就学前の保育サービスを利用していただけるよう対応しているという答弁がありました。

次に、衛生費では、高齢者肺炎球菌予防接種委託料について、この対象者は。また、各がん検診のうち胃がん予防のためのピロリ菌検査について市が一部負担することはできないのかという問いに対して、高齢者肺炎球菌予防接種については平成26年10月から予防接種法が改正されて定期予防接種となり、65歳以上の方を5歳刻みで対象とされた。現在は対象者に対して個別通知を行っている。また、がん検診については対策型検診と任意型検診があり、ピロリ菌検査については個人のリスクを下げるという意味から任意型検診とされており、市が費用の一部を負担することはしていないという答弁がありました。

さらに、委員からは、各予防接種やがん検診について未受診の方に対していろいろな方法で勧奨いただいているが、その成果は前年度に比べてどうだったかという問いがあり、前年度に比べて受診率は上がっている。また、奈良県全体の受診率と比較しても葛城市の受診率は上回っているという答弁がありました。

また、焼却残灰等埋め立て処分委託料が増額しているが、その理由はという問いに対して、焼却残灰の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センター、通称フェニックスに委託しているが、3年ごとの埋め立て処分料が値上げされたことにより、平成26年度埋め立て処分料の単

価は7,236円であったが、平成27年度から平成29年度においては9,072円となった。数量においては平成26年度は1,678トンに対して平成27年度は1,622トンと若干減少しているが、単価が上がったことにより委託料は増額したという答弁がありました。

次に、農林商工費では、経営所得安定対策事業の平成27年度の成果はという問いに対し、平成27年度の市内の作付面積は713.8ヘクタールで、そのうち水稻の作付面積は417.2ヘクタールであった。また、市内の平均転作率は41.55%で、目標転作率の44.5%を達成した大字は44カ大字中19カ大字となっている。その中で米の値段については若干であるが上昇しており、各農家では米の作付の見直しや、畑作への転換についても考慮していただいている状況であるという答弁がありました。

また、林業振興費の中の奈良の元気な森林づくり推進事業委託料の内容はという問いに対して、集中豪雨等による土砂災害を未然に防止することを目的に、寺口・太田地区において8.1ヘクタールの間伐を行った施業放置林整備事業やイノシシなどによる獣被害を低減することを目的に、笛吹山周辺の0.59ヘクタールの竹林伐採を行った獣害に強い里山づくり事業などの委託費用であるという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、葛城市の森林資源の活用方法についての考え方は。また、森林資源の保全について今後どのように取り組んでいくのかという問いがあり、葛城市の森林資源については、生業として活用するのではなく環境林として捉えて、今後も保全していきたいと考えている。また、保全については、本市の場合、山林の所有者が非常に多く、地籍調査が全て終わっていないことから隣接地との境界確定ができておらず、山林の手入れが難しいといった問題がある。これらの問題をなるべく経費や人の手をかけずに解決できる方法を他の自治体の事例も参考にしながら、森林組合の皆さんと一緒に考えてまいりたいという答弁がありました。

次に、土木費では、国鉄・坊城線整備事業費の中の工事請負費200万円が全額未執行となっている理由は。また、公有財産購入費について2,000万円の予算額のうち執行額は698万9,582円となっているが、その内容はという問いに対して、工事請負費については、当初、用地買収が完了できた箇所から工事を始める予定であったため、その費用を計上していたが、工事ができる範囲までの用地買収ができなかったため全額未執行となっている。公有財産購入費についてはJR架道橋の東西の土地3筆分を購入した費用で、秋ごろから架道橋の工事に着手していくという答弁がありました。

また、吸収源対策公園緑地事業費における平成27年度の事業内容及び事業計画の中にある忍海地区と柿本地区の公園整備の進捗状況はという問いに対して、平成27年度は寺口・太田地区と中戸地区の2カ所について公園整備を実施した。また、忍海地区と柿本地区の公園整備については地元大字等と協議を続けており、まだ事業着手できないが、忍海地区の事業用地については市の土地であり、柿本地区の事業用地については土地開発公社が以前から購入しているので、事業着手に向け引き続き鋭意努力してまいりたいという答弁がありました。

次に、消防費では、新設された消火栓の設置場所及び管理運用並びに市内の消火栓の数について伺いたいという問いに対して、新設された消火栓の設置場所については、平成27年度

は太田と笛吹の2カ所である。消火栓の設置については各大字からの要望が必要であり、消防署と協議のもと設置している。管理については市が青色パトロールカー巡回の際に漏水等の確認をし、消火栓や消火栓ボックスの点検については各大字の自警団や消防署と協力して行っている。設置数については、平成28年度8月末現在では、當麻地区は410カ所、新庄地区は767カ所、合計1,177カ所であるという答弁がありました。

次に、教育費では、小学校、中学校において図書の蔵書充足率は。また、増え続けていく要保護・準要保護等の子どもたちの心のケアの問題についてどのように考えているか所見を伺いたいという問いに対して、図書の蔵書充足率については文部科学省が学級数に応じて標準冊数を定めており、平成27年度末の小学校、中学校において図書の蔵書充足率は、小学校では120%程度、中学校では110%程度で全て基準を超えている。また、子どもの心のケアの問題については、現在の教師は子どもと心のふれ合う時間が減少し、逆に事務にかかわる時間がふえているのが勤務実態である。国ではチーム学校法を検討されているようであるが、葛城市には葛城市のチーム学校があり、教師の資質向上を図りながら子どもたちとふれ合える時間を確保しなければならないと考えているという答弁がありました。

また、公民館分館等施設設備整備事業補助金4,312万4,000円が執行されているが、各公民館、分館の洋式トイレの改修状況についてお伺いしたいという問いに対して、平成27年度については弁之庄、新在家、柿本分館についてトイレの改修を実施している。近年、和式トイレから洋式トイレへの変更、また、男女別ではなかったトイレを男女別にする工事が増加しており、公民館分館等施設設備整備事業補助金として2分の1を補助金として支給しているという答弁がありました。

次に、歳入では、市税の調定額の内訳について前年度と比較すると、個人市民税とりわけ普通徴収の納税者が減少しているが、その要因は何か、また、法人市民税と固定資産税についても同様に減少しているが、その要因は何かという問いに対して、個人市民税については従来から給与所得者に対して特別徴収推進事業を行っている。また、前々年度に退職された方については特別徴収から普通徴収に切りかわるが、現役時代の給与所得からは減少するため税額についても減少することとなり、それらが要因となり調定額が減っている。法人市民税の減少については税率改正の影響もあるが、市内の大手企業において前年の法人税割額から大幅な落ち込みがあり6割程度となったことが要因となり減少している。固定資産税の減少については土地の評価額の下落傾向が継続しており、地価の下落分約1.5%が要因と考えられる。また、家屋については建築資材の高騰などがあり、1件当たりの再建築単価が上昇し、評価棟数については前年度と比べて新築94棟増加しているものの、平成27年度は固定資産税評価がえの年度であり、在来分家屋の減価の影響で4,607万2,000円の減少となった。償却資産は、市内の企業については新規設備投資は進まず、従来資産の減価償却により11.4%の減少となった。これらの要因について固定資産税全体として調定額が減少しているという答弁がありました。

次に、総括質疑では、一般会計から見た財政について経常収支比率が上昇している要因及び今後の財政の見通しを伺いたいという問いに対して、経常収支比率について前年度より



2.2%上昇している主たる要因については、人件費について人事院からの給与勧告に伴い7,100万円の上昇、扶助費についても毎年上昇しており、平成27年度においては1億1,800万円が上昇していることが上げられる。また、今後の財政の見通しについて平成29年度をめどとし、新市建設計画のハード事業を行ってきたが、収入においては国のさまざまな施策、臨時的な交付金、緊急雇用に伴う補助金などを活用している。また、支出においては業務委託の一括発注や節電対策、公用車のシェアリング等により縮減対策を行っている。起債においても交付税算入の高い起債の切りかえを実施している。今後も事務の効率化や今年行っている電力の入札に伴う経費削減など、これからも国が行う新しい施策の情報をいち早く収集し、その事業に適用するべく活用を図りながら財政計画のシミュレーションについても今後検討し、葛城市にとって最善な財政運営を図っていく所存であるという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、平成26年5月に国民健康保険法が改正され、平成30年度からは県単位化を実施されようとしているが、保険料の算定や徴収事務など、どのように変更されるのかという問いに対して、保険給付金に必要な費用は全額、県が市町村に交付するなど県が責任を持って財政運営を担うため、県は市町村に求める事業費納付金の決定や県内の統一的な運営方針の決定、標準保険料率の設定、市町村事務の共同化等の促進などを図るとされている。一方、市町村は引き続き保険料の賦課徴収、資格管理、保健事業の実施などを行うことになる。今後は県と市町村とで検討協議を重ね、平成28年度中に制度決定の素案について、また、平成29年には制度設定の決定について県と市町村との合意形成を図る予定である。事業費納付金の設定については、基本的には所得水準、被保険者数、世帯数において市町村に案分することとされているが、任意設定が可能な項目について引き続き県と市町村とで検討協議を重ねていくとともに、国民健康保険料が激減する可能性もあるため、この対策については今後も県に要望してまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対の双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号、平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、第6期の介護保険事業計画の介護給付費において、施設介護給付費が計画値より大きく伸びている要因、また、特別養護老人ホームへの入所待機者数及び認知症対応型のグループホームへの入所状況を教えてほしいという問いに対して、施設介護給付費が大幅に伸びている要因は、市内で介護老人保健施設の整備が進み160床がふえ、対前年度比141%になったことが要因である。特養の待機者は奈良県において調査された平成28年4月1日現在、葛城市では申し込みされた待機者は130人で、特養の入所要件である要介護3以上の方は96人である。その内訳は、居宅での待機者は60人、老健やグループホーム、特定療養型の施設待機者は36人である。また、葛城市内にある2カ所のグループホームでは全体で3ユニットがあり、27人分の定員がある。その入所状況は、新在家のグループホームは1ユニット9人

が定員で、9人が入所している。林堂のグループホームは2ユニット18人が定員で、現在12人が入所している。新在家のグループホームの方で入所待ちされている方が6人いるが、市内全体で見れば待機者はいないということになるという答弁がありました。

また、葛城市の地域ケア会議に参加されている職種と取り組み方針について教えていただきたいという問いに対して、地域ケア会議においては月1回程度、個別ケースを弁護士、精神保健福祉士、看護師、民生委員等、多職種の方に参加していただき、あらゆる角度からの意見をいただいて、今後の課題について継続して支援を行っている。今後の運営などについては、人的支援も含めて医療機関との連携も含めた充実した地域ケア会議が開催できるようにその体制づくりを行い、日本版ネウボラを目指してまいりたいという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号、平成27年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第6号、平成27年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号、平成27年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてであります。

若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号、平成27年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてであります。

質疑では、保険料を普通徴収されている被保険者数及び滞納者数は。また、滞納による短期被保険者証の発行者数はどのようになっているのかという問いに対して、平成27年度の普通徴収されている被保険者数は994人で全体の22.4%、滞納者数は現年度と滞納繰越分を合わせて52人である。また、滞納による短期被保険者証の発行者数は、平成26年度は27人に対し平成27年度では18人であり、9人減少している。これは、滞納者に対して文書や訪問で納付案内を行った結果で、今後もこのように文書や電話、訪問などで催告し、短期被保険者証のことについてもあわせて説明することで収納率の向上に努めたいという答弁がありました。

賛成と反対、双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

最後に、認第10号、平成27年度葛城市水道事業会計決算の認定についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上10議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多く意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

**赤井議長** 以上で決算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 認第1号、平成27年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

地方自治体の第一の役割は、住民の福祉の増進を図ることにあります。憲法を遵守し、地方自治の本旨を体し、法律や条例、制度や諸計画等を駆使して市民の命と暮らしを守り支える役割をしっかりと果たさなければなりません。平成27年度の予算執行によって、その役割はしっかりと果たすことができたかどうか問われるものであります。平成27年度の当初予算では財源不足を補うための財政調整基金積立金から9億7,900万円を繰り入れ、収支の均衡を図ってまいりましたが、平成27年度決算では全額を減額繰り戻して、実質収支は1億7,644万円の黒字となっていますが、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は4億3,667万円の赤字、積立金を差し引いた正味の単年度収支を示した実質単年度収支は4億2,810万円の赤字となっています。財政運営の厳しさの反映と言えます。

市民税は現年度課税分の調定額が18億4,587万円と前年度より1,686万円ふえています。市民税は平成19年度の25億9,185万円をピークに毎年減少し、18億円台に落ち込み低迷をしています。

個人市民税は調定額15億4,823万円と前年度より2.3%プラス、3,442万円の増額となりましたが、法人市民税は調定額で2億7,119万円、前年度よりマイナスの9.1%、2,721万円の減収となっています。景気の低迷や大手企業の業績の悪化等によって、ここ数年の落ち込みは大きく、ピークだった平成19年度の9億2,716万円の3分の1以下となり、当時より7億円も落ち込んでいる状況です。固定資産税の調定額は18億712万円と前年度よりマイナス3.62%、6,781万円の減額となり、平成22年度の21億6,931万円から5年連続減少しています。

しかし、地方圏の商業地、住宅地の地価公示価格が24年連続下落しているにもかかわらず、固定資産税は高どまりのままで、市民の過重な負担は解消されていません。これは平成4年1月12日、旧自治省が発した一片の通達で、これまで地価公示価格の2割から3割とされていた固定資産税の評価額を7割まで一気に引き上げたことが最大の原因であります。高い固定資産税の評価額によって、収入が減り続けている市民に重い負担を強いているのであります。現行の課税措置は認めがたいものであります。所得を基準にした減免制度を整備するなど、市民の負担を軽減し、市民の暮らしを守り支援する役割を果たすべきであります。

市税全体を見てみますと、平成27年度は39億5,440万円と初めて40億円を割り込んでいます。ピークだった平成19年度の48億9,991万円から9億4,500万円、20%減少しています。地域経済の低迷と相まって自主財源の根幹である市税が大幅に減少し、市財政の基礎体力が低下しているのであります。

一方、依存財源である地方交付税は42億4,883万円と前年度よりプラス8,834万円の増額となっています。臨時財政対策債は6億5,200万円と前年度比6,450万円の減額となり、実質的な地方交付税は49億83万円とプラス0.48%、2,384万円の増額となり、合併後の最高額を記録しています。

地方自治体は平成16年度から平成18年度までの小泉政権による三位一体改革以来、厳しい財政運営を強いられてまいりましたが、平成20年度以降の地方再生対策費や平成21年度の地方交付税の1兆円規模の積み増し、その後の歳出特別枠や地方交付税の別枠加算などの継続などの毎年の地方財源の確保措置により、昨年に引き続き順調な決算となっているわけであり、多くの自治体で財政調整基金や特定目的基金がふえるなど、全国の市町村の財政が改善をしています。ところが、最近、国は地方交付税総額を平成24年度の17兆5,000億円をピークに毎年減額をして、平成28年度には16兆7,000億円、4年間で8,000億円減らしてきています。さらに、平成28年度から交付税の別枠加算を平時モードへの切りかえの観点から廃止することとしたのであります。交付税に依存している葛城市の財政はますます厳しい運営を迫られることとなります。

次に、財政調整基金の運用と積み立てについてであります。当初予算において財政調整基金を活用し、当面の歳入予算を確保し事業の執行を円滑に行うことは必要なことではあります。ここ数年の決算の状況を見てみますと、平成23年度決算では、当初予算において財源不足を補うために財政調整基金から4億7,000万円を繰り入れておりましたが、全額繰り戻された上に、新たに8億6,000万円が基金に積み立てられています。しかも実質収支は7億8,614万円の黒字となっています。平成24年度決算では当初予算で繰り入れた3億9,700万円、これも全額繰り戻され、新たに3億9,200万円が積み立てられているのであります。実質収支は7億8,614万円の黒字となっています。このような傾向は平成25年、平成26年度決算でも同様で、平成27年度決算でも繰り入れた9億7,900万円が全額繰り戻され、財政調整基金積み立てが854万円と実質収支は1億7,644万円の黒字としています。予算額と決算額の乖離が11億円から21億円、黒字分を除いても9億円から13億円にもなります。これほどの予算額と決算額の乖離は予算編成における財源不足の補てん手法ということだけでは理解できない

ものであります。当初予算における財政調整基金からの繰入金が多額の基金が積み増され、結果として財政調整基金の現在高は34億円に達しているものであります。予算編成における必要最小限の経費の算定や適正な収入の算定に改めて留意する必要があります。また、会計年度独立の原則の立場から、その年度に収納した収入はその年度に市民に還元することを原則に財政の運営を図るべきであります。財政調整基金条例第1条は、財政の年度間の調整を図るため設置すると定めています。条例の趣旨に基づいて運用され、年間調整を超える積立金は何のために積み立てるのか、その理由、目的を明らかにするなど市民や議会に対する説明責任を果たし、漫然と基金を積み立てている現状は改善すべきであります。

次に、寄附金の名による住民負担の問題であります。防火水槽2カ所の設置工事費2,687万円に係る10分の1の地元負担268万円、消火栓の新設工事委託費113万円に係る10分の1の地元負担11万3,000円が寄附金の名目で徴収されています。また、ホースや消火器具など消防施設整備補助金交付事業に対する3分の2の地元負担238万円が徴収されています。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止の規定は、昭和27年に税外負担の解消を促進する趣旨で、元来、寄附金は自発的、任意的なものであるべきとして、直接または間接を問わず、割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとの規定が設けられたのであります。寄附金徴収の経緯や過去の実績からして地方財政法に違反していることは明白であり、容認できないものであります。どうしても費用を徴収するというのであれば、地方自治法第224条の分担金の規定に基づき、条例に定めて行うべきであります。何よりも、住民の安全や健康、福祉を保持することは地方自治体の基本的な責務であります。市の責任で財源を確保し、地元要望とあわせて計画的に整備されるべきであります。

次に、市長の公用車並びに旅費を伴う県外出張についてであります。平成27年度の市長公用車使用簿の用務の記載欄によりますと、大阪へは観光事業打ち合わせお送りの記載が15件、ICT街づくり事業打ち合わせお送りの記載が13件、単にお送り等が記載され、事業名等が記載されていないものが3件、全く記載されていないものが2件、合わせて33件となっています。京都市へは観光事業打ち合わせお送りの記載が2件、ICT街づくり事業打ち合わせお送りの記載が2件、単にお送り等が記載され、事業名等が記載されていないものが7件、全く記載されていないものが2件、合計13件となっています。大阪、京都を合わせて46回、観光事業やICT街づくり打ち合わせを名目に、企業関係者、有識者、報道関係者、吉本芸能関係者と面談しているということですが、その大阪市や京都市のどこで誰と会ってどのような打ち合わせをしたか全く記録が残っておらず答えられないという深刻な事態であります。公務出張の基準とされている、市民目線で市民に誤解を与えないよう厳格に判断しているとはとても思えない公用車の使用状況であります。

さらに、市長の旅費を伴う県外出張は、平成27年度が19回で55日、平成26年度は21回で51日でした。奈良県12市のトップであります。麒麟チャレンジカップ観戦や寄り道をしての田子ノ浦親方との打ち合わせ、北京や台湾への海外出張、全国青年市長会に關係する会議や全く關係のない若手市議会議員の会合への参加、さらに、相撲観光創造事業3,248万円を受

注することになる株式会社カドカワへの2度の訪問など、市民目線で市民に誤解を与えないよう厳格に判断しているとは考えられない出張と言わなければなりません。市長は最高任命権者であり、出張して誰とどこで会うか、どの会合に参加するか、市長みずからの判断と責任で行うものであるという説明は、市長の行くところ全て公務であるということなのであります。公用車を使っての大阪市や京都市などへの出張も旅費を伴う県外出張も、いずれも出張命令簿などの記録がなく、市民に対する説明責任を果たせない状況であります。徹底した情報公開で市役所を変えます、変わりますと言っていた山下市長の選挙公約は一体どうなったのでしょうか。情報公開どころか情報隠しではありませんか。葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の第9条第2項は、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例によると規定されています。一般職の職員に支給する旅費の例によるとは、葛城市職員の旅費に関する条例第4条の出張は、任命権者もしくはその委任を受けた者の発する出張命令または出張伺いによって行わなければならないと規定されているところであります。出張命令または出張伺いのない旅費の支出は違法と言わなければなりません。

次に、職員採用についてであります。葛城市は、市長は市の最高責任者であり、職員の採用試験に関与することは至極当然である、禁止する法律もないと採用試験に参画し、採点や合否判定を行っています。奈良県12市の中で市長が採用試験に関与しているのは葛城市だけであります。

地方公務員法第6条、任命権者は、任命権者の任命権の具体的内容は、この法律、政令、条例、その他の規定に従い、それぞれの職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものと規定されています。任命権の内容とその行使の仕方は、まず職員の身分取扱いの基本法である地方公務員法によって規律され、これに従って執行されることを求めているのであります。また、第15条、任用の基本基準では、職員の任用はこの法律に定めるところにより、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないと規定し、任用の根本原則として成績主義の原則がうたわれています。どのような理由によるものか、1つは優秀な人材を確保し、すぐれた職員として育成することであり、さらに、人事行政にとってきわめて重要なことは、人事は公正でなければならないということからであります。人事の公正を妨げるものとして情実人事の弊害、成績主義に対立する獵官主義があります。獵官主義は、任命権者等の縁故や個人的なつながり、信頼関係に基づいて任用する制度であり、選挙に伴う論功行賞等につながるものであります。我が国の戦前における政党政治家における運用の実際から見て、その長所より弊害が多かった過去の経験から、官僚主義による情実人事の弊害を排除するために成績主義の原則が強調されているのであります。

また、葛城市政治倫理条例は、市長や議員は、市民の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑いを持たれるおそれのある行為をしないことを規定し、さらに、公正な人事を図るため、市職員の採用に関して推薦又は紹介しないことと明記しています。この地方公務員法や葛城市政治倫理条例の規定を尊重し、市長は職員採用試験の採点を初めとした関与は直ちにやめるべきであります。

次に、防犯灯の設置についてであります。平成21年度より一定の条件を満たす防犯灯の設置は、2万5,000円の範囲で市が全額負担する改善が実施されました。さらに、平成28年度予算において大字間通学路、交通防犯面で危険と思われる場所の街灯の設置を市の負担で経年的に実施することになりました。評価できるものであります。しかし、大字等の財政力によって街灯の整備やLED化の転換が進まない地域があります。どこに住んでいても市民の安全を守ることは市の仕事です。合併前の旧當麻町では全額公費負担でありました。防犯灯の設置や修理に対する2分の1の負担の継続は、サービスは高く、負担は低くの合併時の約束をないがしろにするものであります。市の責任で計画的に整備すべきであります。

次に、障がい者福祉についてであります。自立支援法が廃止され、新たに障害者総合支援法が施行されました。一部の難病等が加えられましたが、サービス利用料の応益負担制度は温存されました。葛城市では約95%の非課税世帯への利用料の減免などにより、障がい者サービスの負担率は0.69%で、その内訳は障がい者が0.17%、障がい児が3.8%、補装具の負担率が3.33%で、障がい者が1.97%、障がい児が9.97%に軽減されているということですが、障害者年金の引き下げ、障害者年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くが、年間所得が50万円未満という厚労省の実態調査を見ても、わずかな年金や工賃収入、家族の支援が頼りの障がい者にとっては大きな負担となっています。障がい者の自立を妨げ、人権をないがしろにする受益者負担の障がい者施策は認めがたいものであります。葛城市が独自に取り組んでいる優先調達や駅前駐輪場整理の委託を拡大すること、さらに、作業所利用者の給食費や利用料等への補助や市が率先して障がい者を雇用すること、公民館等のさまざまな教室、講座等に障がい者も積極的に参加し、多くの人と交流することを支援するなど、在宅で頑張る障がい者と家族、自立を支える事業者等への支援の拡大を求めます。

次に、保育所や学童保育所の入所についてであります。本市では待機児童はないということですが、国の待機児童の基準は市内の全ての保育所が対象で、どこかにあきがあれば待機児童にカウントされない仕組みです。身近なところ、希望するところには入れない仕組みになっています。また、あきがあっても年齢によっては入れないなど定員に余裕がありません。更に深刻なことは、保育所が不足していることでもあります。児童福祉法第24条は、両親の就労等によって保育を必要とする状態にある乳幼児について、保護者が選択した保育所に入所させ、保育を提供することを市町村に義務づけています。どこの保育所にするかの親の選択権も認められています。緊急の対応で定員をふやすこと、整備計画をつくり、保育所をふやすことが求められます。何よりも保育士の給与の引き上げなどの処遇改善を図り、働いていない潜在的な保育士の現場復帰を支援するなど保育士の確保に全力を挙げること。さらに、国に対して、公定価格を見直し、保育士の給与の基準を増額するよう求めるべきであります。

次に、事業系ごみの手数料の引き上げについてであります。平成22年6月から、事業系ごみの持ち込み手数料が10キログラム100円から150円に値上げする改定が実施されました。市内の事業者や収集業者の要請、議会の決議により、当分の間130円を継続することとなりましたが、厳しい経済情勢の中で地域の経済と雇用を支えて頑張っている事業者の皆さんに、平成27年度決算では1,395万円の負担増となっています。循環型社会をつくるために、これ

から市民や事業者、行政が一体となって取り組まなければならないときに、経費の節減や他市からのごみの搬入を抑制するとして事業者負担と責任を押しつけることは、協働の取り組みを壊すものであり、認めることはできません。

次に、有線放送維持管理費についてであります。有線放送の新庄地域では、スピーカーの購入で3,990円、軒下から室内への配線や設置の工事費も市民負担となっていました。平成25年度より有線放送のスピーカーが無償貸与されることになりました。評価できるものがあります。さらに、軒下から室内への配線や設置に係る工事費等についても市の負担で行うよう更なる努力を求めます。防災行政無線の当麻地域では工事費の負担はありません。住んでいる地域によって負担が異なることは著しく均衡を欠き、公平の原則に反するものであります。配線等の工事費は1件当たり約1万6,000円程度です。年間の設置台数を100件とすれば、160万円あれば解決できます。防災行政無線の整備事業が平成28年度に予算化されたところではありますが、不公平の解消、住民負担の軽減に最大限の努力を求めるものであります。

次に、農業振興についてであります。戸別補償制度から経営所得安定対策事業に、猫の目のようにころころと国の農業振興政策が変わってまいりました。生産調整減反政策が実施されてきたわけであり、本年も地域の特性を生かした転作営農の確立と転作率の向上を図る生産者に対して10アール当たり3,000円が交付されましたが、米価は平成6年には60キロ当たり2万2,000円だったものが、今日では1万円前後という惨たんたる状況になっています。米価を補償するとしての機能、生産調整の役割は破綻をしています。これでは農業者の生産意欲、後継者に託す希望を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます衰退させてしまいます。

何よりも、安倍政権が決定したTPPへの批准は、日本の農林漁業や地域経済、食の安全や国民の暮らしの広範な分野への大打撃を与えることとなります。完全自由化で食料自給率が13%にまで下がるという農水省の試算は、大打撃の一端を証明しています。直ちにTPP批准をやめるべきであります。農業を基幹産業と位置づけて経営を支え、後継者を育てる所得補償や価格補償制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点的に配分し、家族経営を中心に、集落営農など多様な農業経営を支える政策に改めるべきであります。

次に、地域活性化事業「新道の駅建設事業」についてであります。新道の駅建設事業は合併後の葛城市のまちづくり計画をことごとく反故にした上に、凍結を求める6,752通の市民の意思や有志議員の意見の見直しを求める声にも一切耳を貸さず、山下市長と一部の有力者や団体、議会の多数の力で強引に推進してまいりました。新市建設計画や山麓地域整備基本計画、総合計画にもなかった新道の駅建設計画が都市産業常任委員会に初めて提案されたのは、平成23年10月25日でした。このときの提案では、施設配置図案、事業概算事業費の算出案、そして（仮称）道の駅設置構想案、（仮称）道の駅経営運営組織図案、（仮称）道の駅経営分析案など6点の資料が示され、施設や駐輪場の配置図、施設構想、売上規模予定及び施設の敷地面積など詳細な説明がなされました。ところが、その2カ月後の12月の定例会では、平成27年4月のオープンに向けて、運営をより経営という観点から一層深く考えるた



めに、道の駅かつらぎ設立委員会が平成23年11月28日に設立されました。この設立委員会において、施設の規模、運営方法等、道の駅全体にかかわる部分を協議し、より慎重に考えてまいりますと、1カ月もたたないうちにワーキング会議に決めてもらった計画を取り下げたのであります。そして、この4年余りの間、施設の規模や内容、事業手法や敷地面積等がころころと変わり、事業費はどんどんふえてきたのであります。

きわめつけは、平成26年3月定例会における事業手法の転換です。当時の都市整備部長は、物産販売所や加工所の都市再生事業部分の用地は公園事業で買収をした。都市公園に設置してもよい公園施設の種類としては、売店、飲食店等が都市公園法施行令で定められている。道の駅に計画している施設については、これに当たると考える。建築面積要件については、道の駅西側の違法盛り土の場所も含めた範囲を公園区域にすることにより、建蔽率2%の基準は満たされると考えている。都市再生整備事業ではなく、用地の買収も施設の建設等も公園事業で進めると明言していたのであります。ところが、6カ月後の9月定例会には、事業につきましては都市再生整備事業計画で行っている。道の駅交流広場整備事業という事業名で、公園事業という発言は間違いであると全面的に訂正をし、市長がおわびをするという事態となり、再び事業手法が変更されたものであります。ずさんな計画の最たるものであります。

さらに、地域産業振興の根幹の経営方針だった売り上げの70%を地元産品とする当初計画の目標を奈良県産品70%に変更し、精肉鮮魚店等も出店を追加するなど、にぎわいをつくり集客をふやして利益を追求するために、売り場面積を当初の1,575平方メートルから1.8倍の2,873平方メートルに拡大をするなど本体事業費は18億円から20億円に増額され、さらに高速道路へのオンランプや周辺道路整備などの関連事業費に4億4,000万円が追加され、概算事業費は24億円にも膨らんできたのであります。ところが、驚いたことに、この3月定例会予算特別委員会において新道の駅事業の本体事業費と関連事業費が26億9,300万円になることが明らかになりました。当初の18億円の1.5倍にもなったのであります。これに厨房設備の購入費9,957万円を加えますと27億9,527万円、約28億円にもなります。さらに、修景事業として実施される違法盛り土部分の吸収源対策公園緑地事業2億2,000万円余りを加えますと、30億円にも膨れ上がることが予想できるものであります。

さらに、ライフサイクルコストの負担がかかってまいります。地域振興棟の建設費8億円から試算をしますと、24億円から32億円のライフサイクルコストがかかることとなります。40年間で32億円かかるとしますと、ライフサイクルコストは年間平均額8,000万円の負担が発生することとなります。ところが、新道の駅の運営会社を選定された株式会社道の駅葛城が昨年4月に提出した長期収支計画には、光熱水費や清掃費、保守点検費などは入っていますが、修繕費や更新費は計上されておられません。しかも収支計画では3年目でやっと900万円の利益が出るというきわめて生産性、採算性の低い収支計画になっています。何のことはない、株式会社道の駅葛城と正式に契約する昨年12月の段階になって20万円以上の修繕費は市が負担をする。リニューアル費や更新費なども市財政で負担することとなったのであります。結局、年間平均額8,000万円のうち約3,000万円、合わせて12億円程度のライフサイク

ルコストを負担することになるのであります。しかも市長は昨年7月12日の農産物直売所出荷説明会において、出店していく方がこの場所を活用してもらうけていただく、運営会社の利益というのはなくていいんです、出品や出店していただく方々に全て還元する、そのために新しい道の駅をつくっていくんだということだと、耳を疑うような挨拶をしています。これでは市は施設を建設して提供するだけ、市民に負担はかけません、運営会社には指定管理料は一切支払わず、赤字が出て補償しませんと言っていました、運営会社のきわめて生産性の低い収支計画や利益がなくてもいいという経営理念では、市財政で赤字を補てんする事態が容易に予想できるではありませんか。

こんなところと計画が変わりずさんな事業に市民、国民の莫大な税金を注ぎ込んで、一体誰が責任を負うのでしょうか。10年、20年後に新道の駅建設にかかわった当事者は誰が残っているでしょう。責任を負う者は誰もいない、最終的に市民の負担で補てんし維持することになることは目に見えています。合併後の葛城市のまちづくりにとって重要な事業である、近鉄尺土駅前整備事業や新クリーンセンター建設事業などの新市建設事業計画が平成29年度に先送りされる中で、ひたすら平成28年11月3日オープンに突き進む新道の駅事業は容認できないものであります。

次に、吸収源対策公園緑地事業についてであります。これまで大字要望として設置された疋田や木戸から、用地取得に係る費用の一部を寄附金として、それぞれ1,100万円、1,500万円が徴収されています。さらに、今在家からも200万円が分割で徴収されています。そして、林堂、中戸、西室からも寄附金を徴収することが予定されています。

地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止は、地方公共団体は、他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収するようなことはしてはならないと規定をしています。大字からの寄附金は、当初予算の歳入の一般寄附金に用地費のうち国から交付される補助金を除いた2分の1相当額が計上されていましたが、途中から計上されなくなりました。葛城市寄附採納事務取扱規程に基づき一般寄附金を収納するという手続を行い、予算計上をするやり方に変更したのであります。まさに、地方財政法の規定に違反していたことをみずから認めたものではありませんか。大字要望もなく、行政の都合で公園整備を行った兵家、これから実施を予定している忍海や柿本、さらに、新道の駅西側の違法盛り土部分等の寺口、太田などからは寄附金は徴収しないということでもありますので、全くのご都合主義と言わなければなりません。事務取扱規程の第3条第3号の行政の中立性、公平性が確保できているかの規定に照らしても認められないものであります。

葛城市はこれまで緑の基本計画に基づき、国の補助金等を受けて緑化重点地区整備事業で4カ所、まちづくり交付金事業で2カ所の公園整備をしまいましたが、用地取得費はもとより、一切の地元負担を徴収していません。寄附金の徴収を直ちに中止するとともに、徴収した寄附金は大字に返還すべきであります。

次に、総合型地域スポーツクラブについてであります。平成28年度末設立に向けて着々と進められています。文科省や市は、総合型地域スポーツクラブは子どもから高齢者まで参加

できるさまざまなスポーツを愛好する人々が参加し、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向に合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的、主体的に運営されるスポーツクラブであり、運営は受益者負担の観点からスポーツ施設の修繕費等に係る維持費は、地域住民の会費を中心としたクラブの財政から負担するものとしています。さらに、活動拠点となるスポーツ施設を持ち、定期的、継続的なスポーツ活動を行うことができるとクラブの設立を準備しているのであります。ところが、葛城市の主要なスポーツ団体である既存の体育協会や各種競技の連盟は、加盟団体や会員から会費を徴収していません。体育協会は、加盟している連盟に助成金を支給しています。傘下の各種クラブは、年会費や随時に会費を徴収してクラブの運営や行事に充てていますが、施設の修繕等に係る維持費は負担をしておりません。拠点施設を持たず、市のスポーツ施設を中心に使用しています。葛城市の市民体育祭やスポーツ大会、屋敷山の公園まつりや成人式マラソン、駅伝等、葛城市の体育スポーツ大会や各種行事にボランティアで参加するなどの貢献により、スポーツ施設の優先的な使用が認められ、使用料も減免規定が適用され、原則無料で使用しています。

旧新庄町、當麻町の時代から、社会教育施設や体育施設の整備とあわせて、利用の促進、住民参加を推進するために、関係団体や在住、在勤の住民には使用料を減免して、原則無料で施設を提供していることを施策として実施してきたのであります。このことによって町の行事等への住民参加が広がり、ボランティア精神が醸成され、今日では葛城市の各種行事において、なくてはならない存在になっています。合併後もこの貴重な財産が引き継がれているのであります。総合型スポーツクラブと共存していくということではありますが、長年の取り組みで培われてきた住民参加やボランティア精神の成果、伝統を拙速な受益者負担の観点等の導入によって失われてはなりません。さらに、合併時のサービスは高く、負担は低くの約束も葛城市政と市民にとって重要な意味を持っています。設立そのものを否定するものではありませんが、平成29年3月末設立にこだわることなく、慎重な審議、検討を求めるものであります。

最後に、新町スポーツゾーン事業計画についてであります。新町スポーツゾーンは、葛城市民の健康増進を目的として、第1健民グラウンドや新町公園球技場、ウェルネス新庄や新庄スポーツセンター等の施設が配置され、スポーツ・レクリエーションのための総合的なスポーツゾーンとして多くの市民に親しまれてきたが、これをより高度で安全かつ安心してできる新町スポーツゾーンの整備を目指し、施設を整備改修する。それに加えて、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック、2021年のワールドマスターズゲームズ等の国際大会の開催に向けて五條市や御所市と連携をして、ラグビーやサッカー等のキャンプ地としての誘致を視野に入れ、一大拠点としての形成を目指して整備を進める、このことが理由でございます。市民の健康増進とスポーツ振興を図るというより、「加えて」と書かれている国際大会の誘致のための一大拠点づくりが最大の目的ではないでしょうか。基本設計発注の仕様書や整備方針と整備概要案、委員会等における説明からしても明らかであります。

第1健民グラウンドのハイブリッド天然芝の採用や1,500人程度の観覧席、新町公園球技場の人工芝ピッチへの改修、コミュニティセンターの洋室化や建替えを含めた改修、ウェルネ

ス新庄の風呂の増改築やヘビーウエートのトレーニング機器の導入、駐車場の増設などあります。市民は秋の市民体育祭で年に1度だけの使用になる人が多いのではないのでしょうか。最大限の整備概要であるということでもありますけれども、市民の健康増進とスポーツ振興を図るために、これだけの事業が必要でしょうか。

五條市や御所市では既存の施設の活用を考えており、新たなスポーツ施設等の整備は考えておりません。この間の議論でも概算事業費や、工程表、利用計画など一切示されておりません。イニシャルコストやランニングコストの負担など財源の見通しがあるのでしょうか。議論のたたき台がないままに50年に1度の国際大会開催に合わせての見切り発車は認められません。市民の健康増進と市民の参加と利用を中心としたスポーツ施設とすることが最大の目的でなければなりません。また、葛城市の現在と将来の財政の見通しを十分考えた事業でなければなりません。現状の整備方針と整備概要案は賛同できないものであります。

以上、討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

3番、川村君。

**川村議員** 認第1号、平成27年度葛城市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市の平成27年度一般会計決算におきましては、普通交付税の段階的な縮減が始まっている状況の中、また、新市建設計画に伴う大型事業が進捗しているにもかかわらず、昨年度に引き続き良好な黒字決算となっております。また、歳入面におきましては市税収入が昨年より約5,000万円減少しておりますが、管理職による特別滞納整理やコンビニ収納による納税環境の多様化を図るなど、厳しい経済状況の中、市税収入の確保に積極的に努められています。

また、市債については、後年度に交付税措置がされる有利な地方債を取り込むなど、さまざまな面で財源の確保に努められたことが随所に見受けられます。市長の積極的な出張は、市の負担をできるだけ少なくするために、日夜、葛城市の財源確保と、そしてシティーセールスによる市の活性を願い、観光事業、そして市民サービスや福祉などに大いに効果を発揮し、公務として大いに評価できるものであります。

歳出面におきましては、100%国の補助である地域住民生活等緊急支援のための交付金事業としてICTを活用した番号制度対応IC標準システム構築業務委託事業や公式SNS構築業務委託事業など、また、100%県の補助である緊急雇用創出事業などうまく活用したまちづくりに努められていることが積極的な補助金を獲得して一般財源の支出を抑制されていることを高く評価したいと思います。

しかしながら、衛生費、土木費などにおける事業の繰越しに関しましては、会計年度独立の原則からも年度内の事業執行を強く要望していくものでございます。

以上により、本決算につきましては、適正な執行のもと十分な成果が達成されたものと認められるものであり、今後においても住民福祉の向上により一層取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

赤井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井議長 起立多数であります。よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

白石議員 認第2号の平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

サービスは高く、負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。大幅な引き上げは中小商工業者や農業者等の経営を圧迫し、年金生活者や所得の低い勤労者世帯などの生活を脅かし、滞納世帯をふやし、安心して病院にかかれない状況を広げています。

国保は、加入者の多くが無職者や所得の低い人が占める保険になってきています。平成27年9月時点での葛城市の国保加入世帯5,767世帯の所得調べでは、所得200万円以下の世帯は4,575世帯、加入世帯の79.1%、8割を占めています。さらに、その内訳を見てみますと、所得ゼロの世帯が1,765世帯で30.6%、所得50万円未満の世帯が690世帯で12.0%、所得100万円未満の世帯が756世帯で13.1%、所得150万円未満の世帯が819世帯で13.1%となっています。所得ゼロの世帯が1,765世帯、加入世帯の30.6%、実に3割を占めているのであります。さらに、その所得ゼロの1,765世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が672世帯あります。所得ゼロ世帯の38.1%、加入世帯5,767世帯の実に11.7%、10世帯に1世帯以上が収入ゼロという状況になっています。

ところが、こんなに所得が低い世帯が多いにもかかわらず、国保税は収入がなくても、ゼロでも均等割や平等割、資産割が課税されます。さらに、所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。

国保税の平成27年度の現年度分の収納率は93.92%と、個人市民税の収納率98.9%を4.98ポイントも下回っています。支払い能力を超える国保税に、払いたくても払えない市民被保険者が増加し、滞納世帯は924世帯、現年度分で575世帯、滞納繰越分は690世帯と、加入世帯の16.2%にも上っています。均等割を2割、5割、7割軽減する法定減免を受けている世帯は3,168世帯と加入世帯の実に58.2%、そのうち7割軽減を受けている世帯が47%、2,559世帯と一番多くなっています。国保税が払えなくて3カ月の短期保険証が発行されている世帯は48世帯、さらに、市役所で保管されている保険証は109世帯あります。そのうち、納付

相談中が69件で、居所不明が40件となっています。重い負担に耐えられず、滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管されている保険証は加入者に早急に届ける手だてをとるべきであります。

この間、所得の低い世帯に対する所得基準の引き下げや単身世帯への適用の拡大など、均等割や平等割を軽減する措置が実施されてまいりました。一方で、預貯金や給与等の差し押さえや換価などによる滞納処分強化により増収を図るとともに、合併後の平成17年度から毎年不納欠損処分を行い、平成27年度の2,119万円と合わせて、この11年間で2億5,954万円の欠損処分を実施するなど、3億5,500万円を超えていた滞納繰越分を2億3,453万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年度分の収納率が低迷をする中で、毎年5,000万円前後の滞納が新たにふえてきていますので、根本的な解決にはなっておりません。

法定減免制度の対象の拡大、申請減免制度の充実を図り、払える国保税に改善して、滞納をもとから抑えることが重要であります。とりわけ収入ゼロや低所得の世帯等に対して、市が定めている申請減免制度の見直しが急務であり、具体的な規定を明記して充実を図るべきであります。

葛城市の平成26年度の被保険者1人当たりの医療費は31万5,668円、県下で34位となっています。平成25年度より1,708円低くなり、順位も29位から下げています。平成19年度から平成21年度の3年間は県下で一番低い39位でありました。市民、被保険者の皆さんの健康や予防、医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって国保財政が何とか支えられています。

本市では合併時のサービスは高く、負担は低くの約束が基本的に守られ、平成27年度決算においても一般会計から2,200万円の法定外繰り入れによって財源を補っています。市町村国保は、市民、保険者の努力にもかかわらず厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。その原因は、昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、総医療費の45%から医療給付費の50%に改定され、総医療費に占める国庫負担を38.5%に削減されたことによって、国保の総収入に占める国庫負担は、1980年代には50%程度だったものが平成19年度には25%となりました。その削減分を保険税負担として国民、市民に転嫁をしてきたのが原因であります。

国民健康保険は、平成30年から保険者は都道府県と市町村となり、共同運営する国保の広域化が行われることとなります。奈良県ではワーキンググループの開催と市町村担当課長会議、県市町村長会議を開き、実施のための作業が着々と進められています。県は財政運営を担い、市町村がおさめる納付金を設定します。市町村は保険税を賦課徴収し、また、保険証の交付などを行います。100%納付しなければならない納付金はどのように決められるのか。サービスは高く、負担は低くの約束を守り、保険税が高くならないように行っている一般会計からの繰り入れや医療費が増富しないように取り組んでいる健康増進事業など、市町村独自の努力はどう評価されるのか。今でも高過ぎて払えない保険料は抑えることができるのかなど、わからないことだらけであります。このままでは葛城市の保険税は引き上げられ、厳

しい保険税の取り立てにさらされ、払える保険税、安心して使える医療はますます遠のいてまいります。

国保の広域は地域連帯を薄め、経営責任を曖昧にし、受診機会の不公平、負担の不公平を招くこととなります。国保制度は、憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の困難を広域化に求めるのではなく、国にこそ、削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、誰もが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきであります。

討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

**増田議員** 認第2号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算において、歳入では保険税収入が毎年減少する中、歳出では高い伸び率で推移した保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等医療費関係の経費は少しずつではありますが減少しています。一方、県下の市町村全体で高額な医療費の負担を標準化するために実施されている共同事業においては、本年度より全ての医療費が対象となったことにより、歳入歳出とも決算の規模が大きくなっていますが、国の財政支援の拡充もあって、収支では前年度の一般会計からの繰入金による財源補てんが1億円に対し、本年度は2,200万円での黒字決算となっています。このような決算の中で被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や臨時大字出前健診、重症化予防の取り組みやきめ細かな受診勧奨など継続的な保健事業の推進により、特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々向上し、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として、1人当たりの医療費においても県内で毎年低い数値を保っていることにつながっているものと考えます。

また、保険税の現年課税分の収納率は93.92%、前年よりも0.58%向上しており、国、県の特別財政調整交付金においても国民健康保険の適正な運営に努めることにより本年度も多くの金額の交付を受け、歳入の確保に努め、国民健康保険事業を円滑に運営するために努力された決算であると評価させていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**赤井議長** 起立多数であります。よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 認第3号の平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成27年度の介護保険特別会計決算は、平成27年度から平成29年度までの3年間の第6期介護保険事業計画の初年度の決算であります。第1号被保険者の介護保険料の基準月額、第5期計画では負担軽減を目指した保険料の算出にすると、この方針によりこれまでの4,100円が継続をされましたが、平成27年度からの第6期計画では、持続可能な制度設計のための保険料を算出する方針に転換をして、プラス24.4%、900円も引き上げられ5,000円とされました。保険料の大幅な引き上げは、円安による物価の上昇や連続した年金の引き下げなど厳しい生活を強いられている高齢者の生活に追い打ちをかけるもので、認めがたいものであります。

第1号被保険者9,651人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は年金から天引きされています。それ以下の収入の被保険者1,489人は、市が徴収する普通徴収とされています。平成27年度の普通徴収保険料の収納率は90.3%となっています。平成24年度は91.8%、平成25年度が90.8%、平成26年度が90.8%、毎年低下をし、毎年200万円を超える収入未済額が出ています。滞納者数は現年度で158人、普通徴収者の10.6%、1割を超えています。過年度の滞納者は125人、平成26年度が117人、平成25年度が103人と毎年ふえてきています。本年度も132万円の不納欠損処分を行っています。平成20年度から8年間で合計4,357万円の不納欠損処分をしてきましたが、滞納繰越額は1,816万円となり、前年度より180万円増加をしています。低迷している収納率や滞納の状況を見れば、過重な負担になっていることは明らかであります。保険料の高い原因は介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうち5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分をする調整交付金です。全国市長会や町村長会が、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げるべきであると、繰り返し要望をしているのであります。

平成27年度から平成29年度の第6期事業計画には、国の制度改正とあわせて介護保険制度を後退させる重大な問題が盛り込まれております。その1つは、特別養護老人ホームに入所できる人は原則要介護3以上に限られることとなったわけであり、葛城市の特養ホーム入所者は162人、定員が満杯で入所できない待機者は132人となっています。そのうち要介護1、2の人は、葛城市では31人です。この31人の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されることになるのであります。葛城市の実質的な待機者は101人に減っているわけであり、公的保険で介護を受けられる人を限定することなど、とんでもない話であります。その上に、所得の低い人たちが介護施設に入所した場合に、食事や居住費の負担を軽減する補足給付が平成27年8月から縮小、打ち切りが実施されています。平成27年度において1人の方が打ち切られています。この補足給付は平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設等の居住費を保険の対象から外して、



全額利用者負担としたことにあります。この結果、施設の1カ月の利用料が15万円、16万円にも跳ね上がる値上げとなりました。このときに所得の低い人たちの食費や居住費の負担を軽減する制度として補足給付ができたのであります。貧困な入所者や待機者が急増する中で、補足給付は拡充こそ求められ、後退させること自体重大な逆行であります。

さらに、所得160万円以上の被保険者、利用者から2割の利用料の負担が導入されたことであります。これらの層は高齢者全体の20%を占めています。医療費の窓口負担増や年金の削減と相まって、必要な介護サービスの抑制を引き起こすことは必至であります。制度を後退させた第6期計画、平成27年度決算は認めがたいものであります。さらに、平成37年第7期介護保険事業計画からは、要支援1、2の利用者は保険の給付の対象から除外をして市が実施している事業に移し、介護予防に要支援者の訪問、通所介護の代替サービスを加え、新しい介護予防日常生活支援事業に改編されることとなります。地方自治体をサービスの切り捨て、給付の削減に駆り立て、多くの高齢者を介護サービスの対象から除外するなど公的介護、社会保障の土台を掘り崩そうとしているのであります。これまで国が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度などの宣伝文句が全くの偽りであったことをみずから証明しています。

65歳以上の高齢者人口は過去最高の3,300万人となり、高齢化率は26%と過去最高を更新しています。団塊世代が急激にふえ、平成54年には3,878万人になり、高齢者のピークを迎えます。この高齢化社会の見通しから明らかになることは、家族介護に依存している現状を早急に改善することであり、特養ホームの増床、夜間対応型訪問介護サービスや小規模多機能型居宅介護サービスなどのサービス機関の整備が重要であるということでもあります。ピークに備えると言うなら、公的介護保険は抑制ではなく充実こそ必要です。日本社会の病理が進行し、虐待や貧困など処遇困難な高齢者が急増する今こそ、自治体の老人福祉や保健公衆衛生等の連携、再構築が急務であります。国の対応を待っている間に合いません。民間事業者に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

5番、増田君。

**増田議員** 認第3号、平成27年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、第6期事業計画の計画値と比較すると、保険給付費においては109%となっており、施設サービスや居宅サービスなどが伸びていますが、全体的には計画範囲内の決算になっております。介護給付費準備基金につきましては、第5期事業計画から続いていた取り崩しに歯どめがかかり、約443万円が積み立てられていることにより基金残高は3,400万円ほどまで持ち直したこと、そしてまた、認知症予防対策など介護給付費を抑制しようとする地域支援事業の取り組みも定着してきたことなどにより、介護保険事業の健全な運営に努力されてきたことは一定の評価をするものでございます。しかしながら、この決算を見ますと、第6期事業計画の初年度にあるにもかかわらず介護給付費の実績値が

計画値を上回り、高齢者人口がふえ、要介護認定者もふえていることで今後もその傾向は強くあらわれてくるものと思われます。介護サービスを必要とする方はもちろん、そういった方々を支える家族への支援などが適切に行える体制づくりに努めていただくこととともに、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑かつ適正な運営を図っていただくことを要望いたしまして、本決算認定について賛成の討論とさせていただきます。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**赤井議長** 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定されました。

日程第6、認第6号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第6号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

日程第7、認第7号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第7号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定されました。

日程第8、認第8号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第8号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定されました。

日程第9、認第9号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

15番、白石君。

**白石議員** 認第9号の平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

平成27年度決算における保険料は、平成26年度の2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.47%引き上げられ8.57%に、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円となっています。値上げ額は1,593円、2.3%増の大幅な負担増となり、平均年

間保険料は7万1,554円になりました。さらに、本年28年度において所得割が8.57%から0.35%引き上げられ8.92%に、均等割は4万4,700円から100円引き上げられ4万4,800円となったところであります。

後期高齢者医療制度は保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。平成20年度の導入時の葛城市の平均年間保険料は6万3,396円でしたが、平成22年には6万4,209円、平成24年には7万9,961円に、そして平成26年度の見直しで7万1,554円となり、導入時から6年間でプラス11%、8,158円も引き上げられたのであります。厚労省の試算では、10年後の平成37年には後期高齢者の人口比率が12.9%となり、平均年間保険料は9万5,976円にもなる見通しであります。高齢者の際限のない負担の押しつけは、消費税の増税や年金が連続して引き下げられ、厳しい生活を余儀なくされている暮らしに追い打ちをかけるもので、認めがたいものであります。

被保険者の16%を占める、収入が月額1万5,000円未満の人が対象となる普通徴収保険料の滞納者は52人となっています。6カ月の滞納者に発行している6カ月短期保険証の発行は18件にもなっています。払いたくても払えない高齢者がふえているのであります。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を減免する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は、老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが、老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。こんな制度では、無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできません。資格証交付制度は直ちに廃棄すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにし、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計は認めがたいものであります。

討論を終わります。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

4番、西川君。

**西川朗議員** 認第9号、平成27年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の決算において、歳入では全体の72.3%をおさめる保険料が見直し後2年目となり、前年度より3.4%の増となっておりますが、滞納繰越分を含めた保険料の収納率は98.1%と、前年度と同様に高い率を保っております。一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費等負担金は、前年度と比較して9.0%の増、本特別会計におきまして

も支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金をあわせた広域連合納付金は歳出全体の99.2%をおさめ、前年度と比較して3.8%の増となっております。

このような状況にあつて、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組み、葛城市においても健康診査の受診率は前年度より0.93ポイント向上し、16.47%となっております。

この後期高齢者医療制度に基づき、毎年度医療費が増加する中で、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金等を財源とし、広域連合と連携し、健全な財政運営に努め、円滑な事業運営が行われた決算であると評価するものであります。

高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められていく中で、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、県並びに広域連合との連携を密にして、より一層安心な医療制度の構築に向けて努力されることを望み、賛成討論といたします。

**赤井議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**赤井議長** 起立多数であります。よつて、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よつて、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、議第42号から日程第13、議第45号まで、以上3議案を一括議題といたします。

本3議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第42号、議第44号、議第45号の3議案につきまして、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果を報告いたします。

初めに、議第42号、葛城市印鑑条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、この条例改正により印鑑登録証明がマイナンバーカードを利用しコンビニ交付

することが可能となったが、コンビニ交付において24時間交付が可能か。また、土・日・祝日、年末年始の対応はどのようになっているのかという問いに対し、交付時間については、24時間営業のコンビニでも土・日・祝日及び平日においても朝6時30分から23時までの間が交付可能時間となっているが、年末年始については12月29日から翌1月3日についての交付はできないという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第44号、平成28年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、医療費分析業務委託料の内容、また、財源について伺いたいという問いに対し、データヘルス計画策定に伴う医療費分析委託料である。データヘルス計画は統計資料や電子レセプトデータの分析を通して、地域の健康管理等改善目標を計画化し、効率的、効果的に保健事業を実施するための計画である。また、財源については、全額が県特別調整交付金である。データヘルス計画策定は保険者の努力義務であるが、計画策定することが平成30年度に向け国庫補助金の対象要件となっていると聞いているという答弁がありました。

この答弁を受け、さらに委員からは、データヘルス計画について奈良県内で策定している市はあるのかという問いに対し、奈良県下12市の中では奈良市、御所市、天理市は策定済み、今年度、大和高田市、香芝市、大和郡山市、五條市、葛城市が策定する予定であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第45号、平成28年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、償還金の内容、介護給付費準備基金積立金の残高について伺いたいという問いに対し、償還金については、国庫返還金、県費返還金、支払基金交付金の合計が436万2,000円となっている。介護給付費準備基金積立金の残高については2,990万1,603円であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員からは活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されたことをつけ加えまして、当委員会の報告といたします。

**赤井議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第42号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第42号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議第44号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第45号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議第43号議案を議題といたします。

本案は各常任委員会に分割付託されておりますので、審査の結果報告を各委員長に求めます。

まず、総務建設常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** ただいま上程されております議第43号、平成28年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決につきまして、総務建設常任委員会の関係部分につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず、質疑では、観光費が2,170万円増額となっているが、その内容はという問いに対し、対象事業費の45%が補助される自然環境整備事業補助金を活用した近畿自然歩道二上山観光駐車場整備事業として、道の駅ふたかみパーク当麻の駐車場の北西側の土地4筆、1,672平方メートルを購入し、約50台が駐車できる観光駐車場を整備するための費用である。また、この観光駐車場への進入路については、山麓線から「当麻の家」に行く途中に分岐点をつく

り誘導をするとともに、山麓線からも直接進入できるようにするので、「當麻の家」の駐車場周辺で発生する渋滞の緩和につながると考えているという答弁がありました。

次に、社会資本道路改良交付金事業費の中で、公有財産購入費が183万5,000円増額となっているが、その理由はという問いに対し、脇田・梅室線工事に伴う用地買収の費用として今年度当初予算では600万円を計上していたが、昨年11月に実施した測量設計や現地の立ち会いの結果、道路形態の要望等もあり、それらを踏まえ設計に基づき地積測量図を作成したところ、当初予定をしていた購入面積が増加となったため、今回、補正予算として計上をさせていただいたという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託をされました関係部分につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、また、多くの意見が出されており、これを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告といたします。

以上でございます。

**赤井議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

次に、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の結果報告を求めます。

5番、増田順弘君。

**増田厚生文教常任委員長** ただいま上程されております議第43号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決につきまして、厚生文教常任委員会の関係部分について、審査の概要及び結果をご報告申し上げます。

質疑では、B型肝炎予防接種について、10月から定期接種化ということだが、対象年齢等具体的な内容、出生率の平均数、1人当たりの積算について伺いたいという問いに対し、法改正により生後1年以内の子どもを対象とし、3回接種することになっている。出生数については、直近3カ月の平均数がひと月25名、年間推計300名となっている。1人当たりの委託料は、北葛城地区医師会で決定した委託料7,020円、年間出生数300名に3回掛けた631万8,000円となっているという答弁がありました。

次に、清掃費の地域循環型社会形成推進事業費の剪定枝等堆肥化施設整備構築について理解していただくために、地元の人に対してどのような取り組みをしているのかという問いに対し、昨年に2カ所堆肥化施設を視察研修に行き、地元からは臭気対策を十分気をつけてもらいたいという要望があったため、今年も臭気対策に力を入れている施設を視察に行く予定である。施設の設計を進めることにより、具体的に地元の方と協議をしやすくなることもあり、地元の方の要望も考慮した上設計し、早期実現をしてみたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本委員会に付託された関係部分については、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見が出されたことを付け加えまして、当委員会の報告といたします。

**赤井議長** 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。



これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。  
これより、議第43号議案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告はいずれも可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第43号は原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時57分

再 開 午後3時10分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ご報告申し上げます。先ほど市長から、お手元に配付の議第46号議案が追加議案として提出されました。その取扱いについて、また、9月15日付で受け付けいたしました「当該市議に対し、議会としての意思決定を求める陳情」の取扱いについて、休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、会議の概要について議会運営委員長よりご報告願います。

14番、西川弥三郎君。

**西川弥三郎議会運営委員長** 先ほど市長より議第46号議案が追加議案として提出されたことを受けまして、休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議いたしました。また、今定例会の会期中に市民の方から市議会宛てに提出がございました陳情書の取扱いにつきましても協議いたしておりますので、あわせてご報告をいたします。

まず、議第46号議案の審議日程、審議方法につきましては、この後直ちに追加日程第1として上程し、その提案説明を受けた後、質疑まで行い、総務建設常任委員会へ付託し、休憩に入ります。休憩中に総務建設常任委員会を開催願い、委員会終了後、本会議を再開し、委員長から審査の結果報告を受け、委員長報告に対する質疑を行い、討論、採決まで行います。

次に、9月15日付で受け付けいたしました「当該市議に対し、議会としての意思決定を求める陳情」の取扱いについて協議した内容を報告いたします。本市議会における陳情書の取扱いといたしましては、従前によりますと、定例会前に開催される議会運営委員会以降に提出された陳情書は急を要するもの以外、次回の定例会前の議会運営委員会で協議することになっております。しかし、今回につきましては内容が市議会に関するものであり、直ちに全議員にお知らせする必要があったため、急遽、全議員に陳情書の写しを配付し、議会運営委

員会で取扱いを協議いたしました。その結果、昨日、市議会を代表して正副議長が記者会見し、陳謝させていただいておりますように、市議会としても陳情内容を重く受けとめさせていただくとともに、その取扱いにつきましては、警察の捜査等に進捗があるまで議会運営委員会で引き続き協議させていただくことになりました。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**赤井議長** お諮りします。

議第46号議案についての審議日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、審議日程、審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

追加日程第1、議第46号議案を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第46号、平成28年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決につきまして提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億7,150万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、消防費の補正をお願いするものでございまして、去る8月23日、天理市三島町の天理教北大路乗降場において開催をされました第26回奈良県消防操法大会におきまして、葛城市消防団が大会3連覇の偉業を達成され、来る10月14日、長野県の南長野運動公園において開催をされます第25回全国消防操法大会に出場することとなり、今回この出場に係る経費についての補正をお願いするものでございます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第46号議案は、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時16分

再 開 午後3時35分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、追加日程第1、議第46号議案を議題といたします。

本案については、休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、

その結果報告を委員長に求めます。

7番、朝岡佐一郎君。

**朝岡総務建設常任委員長** 先ほどの本会議におきまして総務建設常任委員会に付託をされました議第46号議案について、本会議休憩中に委員会を開催し審査をいたしておりますので、その概要及び結果について報告をいたします。

質疑では、このたびの第25回全国消防操法大会に参加される人数とその内訳について伺いたいという問いに対し、合計で38人が参加される。その内訳は、団長1名、副団長4名、幹部役員10名、第4分団団員16人、消防委員会委員7名であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上で当委員会の報告といたします。

**赤井議長** 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、追加日程第1、議第46号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、発議第4号、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** ただいま上程を賜りました発議第4号、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

グローバル化や生産年齢人口の減少など、社会や経済の急速な変化や学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大しています。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要です。教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる次世代の学校を構築していく必要があることから、以下の項目について強く要望をいたします。

1. 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくチーム学校の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。

2. 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や職員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。

3. 部活動は教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう環境整備を進めること。

4. 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**赤井議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、発議第5号、無年金者対策の推進を求める意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

5番、増田順弘君。

**増田議員** ただいま上程を賜りました発議第5号、無年金者対策の推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

年金の受給資格期間の短縮は、無年金者対策の観点及び将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、2012年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記されたものであります。2007年調査における無年金者見込者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されます。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしています。諸外国における年金の受給資格期間に目を向けた場合、例えば、アメリカ、イギリスは10年、ドイツは5年、フランス及びスウェーデンは受給資格期間を設けないなど、日本は他国に比べ明らかに長いことが読み取れます。

安倍総理は本年6月、世界経済が減速するリスク回避するとともに、デフレから脱却し経済の好循環を確実にするため、2017年4月に予定していた消費税率10%への引き上げを2年半再延期することを表明しましたが、この無年金者対策については、本年8月に示された政府の未来への投資を実現する経済対策において、その実施が明記されたところであります。よって、政府においては必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため早急に以下の事項について取り組むことを強く求めます。

1. 無年金者対策は喫緊の課題であることから、年金の受給資格期間を25年から10年に短縮する措置について、2017年度中に確実に実施できるよう必要な体制整備を行うこと。

2. 低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円を支給する年金生活者支援給付金等については、財源を確保した上でできるだけ早期の実現を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

説明は以上でございます。議員皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**赤井議長** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましても、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことと決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第5号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、一覧表記載事項について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**赤井議長** ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様におかれましては、5日の開会以来本日まで、長期間にわたり多数の重要案件を終始慎重にご審議いただき、また、格別のご協力によりまして議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本9月定例会2日目にも申し上げましたとおり、このたび、岡本議員による消火栓からの水道水の不正使用に関する件につきましては、本市議会の信頼を著しく失墜させたものであり、まことに遺憾きわまりないことであります。市議会といたしましては、市が告訴したとのごことでございますので、今後、その状況を見きわめながら厳しい対応をしてみたいと思っております。市民の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを議会としても深くおわびするとともに、今後、議会の信頼回復に向け、全議員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

これで本定例会が閉会するわけですが、各執行機関におかれましては、各常任委員会、また決算特別委員会の審議において、議員各位から出されました数々の意見や要望を真摯に受けとめられ、平成29年度の予算編成、また葛城市政の執行に当たられるとともに、平成28年度も下半期を残すだけとなり、今後も新市建設計画を初めとする諸事業の完遂や更なる行財政改革の推進に努められ、本市発展のためにご活躍いただきますことを切にお願いし、私の閉会の挨拶といたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長。

**山下市長** 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月5日に開会をされました平成28年第3回葛城市議会定例会が、本日をもって全日程を終了し、閉会を迎える運びとなりました。提案をさせていただきました全ての議案につきまして、議員皆様方には慎重なるご審議を賜り、それぞれ適切にご決定をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本会期中に議員の皆様方からいただきましたさまざまな貴重なご意見、ご提言をしっかりと受けとめ、健全な市政運営に当たってまいりたいと思っております。

さて、私の任期も残すところ1カ月となるわけですが、再び市民の信任を賜りまして、現在進めております諸事業に全力を傾注してまいり所存でございます。

最後に、議員各位におかれましては、今後とも葛城市の更なる発展のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、閉会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

**赤井議長** 以上で平成28年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時53分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 赤 井 佐太郎

議 会 副 議 長 西 井 覚

署 名 議 員 川 村 優 子

署 名 議 員 西 川 弥三郎